平成２７年（フ）第２４２号
宮崎市高岡町浦之名4346番地１
債務者　伊崎　勝子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８４号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目41番15―16号
債務者　川畑　充子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６１号
鹿児島県姶良市蒲生町上久**徳**2390番地４
債務者　酒匂　修司
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目23番10―403号　トーカンマンション
債務者　橋元大二郎
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町254番地３
債務者　福岡　真美（旧姓井坂）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
鹿児島県姶良市平松3018番地１　Ｖｉｖｏ　Ｂ．Ｈ．Ｔ207号、申立時の住民票上の住所鹿児島県姶良市平松4358番地５　コンドミニアムアサヒ101号
債務者　永野　大作（旧姓堀口）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
宮城県石巻市水明南２丁目８番８号　シャトー水明204号、前住所宮城県石巻市水明北３丁目５番29号
債務者　粟野　友大（旧姓小山）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
福島県田村市常葉町常葉字町裏59番地　町裏団地19号
債務者　大澤　和弘（旧姓箭内）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
佐賀県唐津市西浜町１番10―405号　隆成ホーム西の浜
債務者　竹永　英子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１１８号
富山県中新川郡上市町若杉３丁目392番地
債務者　千石真由美
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７７号
千葉県松戸市松戸新田30番地の５　松久ハイツ８―107号
債務者　上田　丈志
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３４号
北九州市小倉北区今町３丁目17番22―205号
債務者　千々岩恵美
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４３７号
北九州市小倉北区白銀１丁目９番13―406号
債務者　森　　清美
１　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８７６号
愛知県大府市横根町惣作110番地の１
債務者　加賀美伸介
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８９号
愛知県豊明市沓掛町石畑65番地１、住民票上の住所愛知県碧南市新川町４丁目67番地　エスタシオン新川207
債務者　土方　康弘
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７２号
愛知県瀬戸市東本地町２丁目153番地の１　グリーンビューＡＮＮＥＸ　101、従前の住所愛知県瀬戸市北山町80番地　キャステージ水野　707
債務者　山下　直樹
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３８号
名古屋市名東区平和が丘４丁目242番地　サニーハイツ101号
債務者　土屋　日弥
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部